
令和5年 第4回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和5年12月14日（木曜日）

議事日程（第4号）

令和5年12月14日 午前9時01分開議

日程第1 一般質問 7. 大庭 澄人 議員
8. 三浦 浩明 議員
9. 庭田 英明 議員
10. 桑原 三平 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問 7. 大庭 澄人 議員
8. 三浦 浩明 議員
9. 庭田 英明 議員
10. 桑原 三平 議員

出席議員（12名）

1 番 桜下 善博君	2 番 村上 定陽君
3 番 三浦 浩明君	4 番 桑原 三平君
5 番 河村由美子君	6 番 松蔭 茂君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 藤升 正夫君	10 番 中田 元君
11 番 庭田 英明君	12 番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 竜也君
税務住民課長	山根 徳政君	保健福祉課長	中林知代枝君
医療対策課長	渡邊 栄治君	産業課長	堀田 雅和君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	深川 千恵君

午前9時01分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。7番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 改めまして、おはようございます。本日は、1件だけ通告しておりますので、よろしくお願いします。

集会所の利用についてということですが、これは今までも何度か質問しておりますが、どうしても私自身が納得というか、承知しておりませんので再度しました。

まず、集会所というのは指定管理であり、その中で修理とかそういう費用を自治振興金でやりなさいというのは、どうしてもおかしいと思うので、その辺はどう思うのか、再度町長の回答をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日もどうかよろしくお願いいたします。

それでは、大庭議員の集会所の利用はということについて、お答えをさせていただきたいと思っています。

障害者差別解消法におきましては、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」を行うこととしております。そのことによって、障がいのある人もない人も、共に暮らせる社会を目指しています。「環境の整備」とは、行政機関等や事業者に対して、個別の場面において個々の障がい者に対する合理的配慮が的確に行えるように、事前の改善措置とし

て施設のバリアフリー化などに努めることを求めています。

「環境の整備」は、合理的配慮を的確に行うための整備、これにはハード面だけではなく、住民の方などを対象とした研修やマニュアルの整備など、ソフト面の対応も含まれております。吉賀町でも、吉賀町障がい者計画を策定しており、広く広報啓発などを実施していくことが必要であると考えております。

議員が問題にされている集会所は、既存建物であり、ハード面において完全なバリアフリーを実現するということは難しいということ、このことは御理解いただきたいと思います。ほかの集会所も同様に、バリアフリー対応かどうかにつきましては、全ての集会所は靴を脱いでの利用となっておりますので、完全なバリアフリーになっているところはなく、既存建物の改修をしてスロープや手すりをつけているため、指針等を満たしている状況ではありません。

しかしながら、どなたにも集会所や自治会館を使っていただくために、スロープ・手すりなどは必要であると認識しています。一度に全ての集会所の「環境の整備」は困難ではありますが、管理している自治会とも十分協議を行って、来年度の当初再編成作業の中で検討し、順次改善をしてみたいと思います。

お話にもありました、それぞれの地区の集会所になります。自治会なりの集会所であります。これは指定管理の施設でございます。それから、これまでの答弁で申し上げておりました、そうした改修については町のほうで今準備をさせていただいております、自治振興交付金の財源を活用して、改修をしていただきたいということでございます。

それを、これまで幾らかの自治集会所では改修していただいたところもあるわけですが、これまでも申し上げております、今も申し上げましたが、町のほうで障がい者計画をつくり、バリアフリー化を進めていくということを標榜しております限りにおきましては、やはりこれまでの議論を踏まえたと、自治振興交付金、そうしたことは別の視点でこうしたバリアフリー化をやはり進めていかないといけないというような思いに至ったところでございます。

したがいまして、先ほど答弁もさせていただきましたが、現段階、それぞれの担当課のほうで、来年度の当初予算編成作業の最中でございます。具体的なところを今お答えすることはできませんが、考え方といたしましてはこれまでの自治振興交付金で対応ということとは別に、障がい者の方、体の不自由の方をやはり配慮するという観点で、別枠で予算を準備をさせていただいて、それをもって対応させていただきたいと思います。

ただ、議員の地元の地区集会所に限らず、恐らく町内各所には、そうした御不便をおかけしておられる施設もあると思われますので、御出身の集会所という限定をしたことではなくて、全町的にそうしたことを少し調査もさせていただいて、財源を準備させていただいて、これ単年度で一度にということは、これはかないませんので、優先順位をつけながら対応させていただく、そ

うした形で予算編成作業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 今日、大変納得のいく回答であり、また自治振興金ではなく予算を別に設けるということでしたので、とてもありがたく思います。

ただ、工事、先でありましょうが、やるにしても、やはりそういう障がい者の方の意見を聞いてでないと、例を申しますと、私の場合もスロープか何かをつけて上がったとしても、靴を脱ぐのも普通では脱げなくて、やはり椅子に座らないと脱げないということがありますので、その辺も考慮してお願いします。

また、ちょっと違いますけど、今日の通告にもしていないのですけど、公民館もやはり同じように段差があり、入ることができません。この蔵木公民館は建て替えか、学校を利用するかまだ分かっていないのですけど、どっちにしろそれもバリアフリーになるように、これは必ずお願いします。

また、以前申しておりました、町内のいろいろな地域で、白線が障がい者の駐車場のあると思うのですが、その白線が消えかかっていると、役場にも一か所ありますけど、それもほとんど消えかかっております。これを以前、それは早急にやるということでしたが、いまだにやっておりませんので、これも早急にやはりきちんと見えるようにしてお願いします。

また、ゆ・ら・ら等にはそういうものが一つありませんし、また日原や柿木の道の駅には、屋根がついております。やはりどうしても杖をついておると、傘がさせないということがあります。その辺も考慮できたらと思います。一遍には無理とは思いますが、それも含めてぜひお願いします。町長、何かありましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 質問に対しての基本的な考え方は、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。これまでの方針と少し変えて対応をさせていただきたいと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたし、議員のほうからもありましたが、公共施設たくさんございまして、それを一度にということはこれはちょっと叶いません。財源的にも。ですから、いろいろな角度から精査をさせていただいて、全体的な優先順位、それから集会所であれば、ここからというような当然、集会所ごとにも優先順位をつける必要があろうかと思います。

少しそれに時間がかかるかもわかりませんが、そうした思いで整理なり対応させていただきたいと思っております。それから、当然、集会所もそうでございますが、当事者の方とお話をするということも当然でございますが、やはり施設管理をしていただいておりますのは、自治会長でございますので、自治会長を通して、当然当事者の方のお話も聞きながら、場合によっては現場での立会も必要かもわかりません。そうした作業、時間は十分取らせていただいて、例えば来年度、こ

の集会所からやりますということになりますと、現場の方の精査をさせていただいて、対応していくということは当然であろうと思います。

それで、それぞれとはいいいながら、集会所もスペースの問題であったり、規格が随分違うわけでございます。これまでの答弁で申し上げておりますけど、適応する建築基準法であったり、それからバリアフリー法の関係で、いわゆるこれだけのスロープを設けなければならないという基準もそれぞれ違いますので、どれに適合させていただいて対応するというようなことも必要になるかと思っておりますので、現場のほうも見させていただいて、対応していきたいと思っております。

公民館の話もございますが、同様でございますし、それから駐車場のラインの話も、これ以前からもあるわけございまして、まだまだそれが対応できていないということで大変御迷惑をおかけしておりますが、今日こうして発言する内容、それぞれ管理職も聞いているわけでございますので、これからの当初予算の編成作業の中で、そのような対応をするものと考えております。

繰り返しになりますが、一度にということはもちろん困難でございますので、少しずつ対応できるところから準備をさせていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） どうもありがとうございました。やはり全ての場所で障がい者とかお年寄りも気持ちよく利用できるということは、当然といったら語弊がありますが、やはりそういうふうにできるようにやったらお互いが気持ちよくできますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、7 番目の通告者、8 番、大庭議員の質問は終わりました。

5 分の休憩をとります。

午前 9 時 17 分休憩

.....

午前 9 時 23 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

8 番目の通告者、3 番、三浦議員の発言を許します。3 番、三浦議員。

○議員（3 番 三浦 浩明君） それでは、通告書に基づきまして、2 点質問いたします。

まず、1 点目、スポーツ公園の使用・管理等の状況はということで質問いたします。

指定管理の施設もいろいろあるわけですが、数か月前から私のほうにも、他の議員の方も耳にされていると思いますが、このたびのスポーツ公園の使用・管理状況について、いろんな問題があるということで質問させていただきたいと思います。

現在スポーツ公園は野球、テニス、そしてグラウンドゴルフ場と、現在グラウンドゴルフ場は

使用されていないようではありますが、現在は野球とテニスが常時稼働しているような状態と見受けております。

この施設ができて、もう40年以上たっているんじゃないかと思いますが、野球場にしてもテニスにしてもかなり活発な、町内また町外からの利用者が利用されておりまして、町の活性化、また吉賀町スポーツ公園の条例にも記載されておりますが、社会教育の推進のため、また健康増進のため、そういった施設としてこの施設ができたものとなっております。

スポーツでありますから、全国どこでもそうでありますけど、当然、健康増進、社会教育、これは全国一律の決め事ではないかと思っております。それに基づいて、吉賀町の条例もこういった文言が記載されているんだろうと思っておりますが、この条例について、今言いました社会教育等々、これにそぐわないところが今回出てきているということで、その質問をいろいろとしていきたいと思いますが、先ほど言いましたが数十年も活発的な施設でありますので、特に野球はもちろんでありますけど、テニスに関しましては数名の選手が各地に県大会、いろいろな大会で全国展開しております。

と同時に、やはり報道等々においても、特に新聞等においてもいろいろな記事が出ております。町としてもいろいろな支援をしていると、そういった形で私も議員の一人として、応援者の一人ということで考えておりましたが、ただその中でこの数か月前よりいろいろな、一つ二つの問題からこれがどんどん膨れ上がっているんじゃないかと思うんですけど、いろんな問題が数々あります。

それはまたいろいろお聞きしますが、この指定テニスコート、野球場もそうかもしれませんが、特にテニスにおいては結論的に言えば公平性がとれていないと、こういった問題が特にあるんじゃないかと思います。やはりそこを健全化するためにも、指定管理者が当然この施設に関しては運営管理していくわけですが、管轄の教育委員会さんのほうも、やはりそれなりの管理体制それについてしっかりと支持また支援をしていかないといけない立場でないかと思っております。

簡単に言いますと、まず営業時間、そして管理者である受付者のちゃんとした受付体制であるかと、そして料金の問題、ちゃんと正当な料金が払われているかと、そしてそれに関して減免に対する措置はされているかと、そしてもう一つまた詳しく言いますが、今現在テニスにはは□□□□という組織が、団体が使用しております。

すごく活発にやられて大変いいことではありますが、ただそれがためになかなか外部からの予約が入れられないと、そういった状況があるということです。今述べました時間、受付者そういった管理と料金減免、そして外部からの予約がなかなか取りづらいと。まずはそこら辺の状況に関しまして、教育委員会としていろいろ改善策はあると思いますが、その改善策と現時点の状況はどうなっているかということを、まずお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） それでは、スポーツ公園の使用・管理について、教育委員会としてどのように対処し、改善しているかという御質問についてお答えいたします。

御存じのとおり、スポーツ公園につきましては、施設の管理・運営を指定管理者へお願いしているところでございますので、まずは吉賀町スポーツ公園の指定管理者と協議を重ねてまいったところでございます。そうした中で、早々に対応できるもの、あるいは調整が必要なもの、予算を確保しなければならないものなど少し時間のかかるもの等ございます。ここでは、今年度見直し、改善した点について申し上げます。

昨日の一般質問答弁にもございましたが、まずは利用料の減免についてでございます。利用料の減免についてはその基準となるものを明文化してございませんでしたので、これを明文化したところでございます。改めて手続きを経て、昨日も申し上げましたとおりでございます。

続きまして、休業日等の見直しを行っております。これにつきましては、これまで施設は休業日でありながら、その日に施設を利用するものがあったという実態がございました。休業日にあたる日にどうしても大会を開催しなければならないなどのやむを得ない事情により、臨時的にということであれば別ですが、常時こういった状態ということであれば見直さなければならないということで、利用実態や条例の規定を考慮しながら、休業日の曜日を水曜日から月曜日へ変更することといたしました。

また、12月から2月までの冬季期間はこれまで休業期間としておりましたが、この期間においても施設管理上利用していただいて、利用後の整備をしていただくことで施設管理につながるという観点から、一部の団体に利用を許可しておりました。しかしながら、施設の休業期間であること、また一部の団体のみ利用させていることなど見直しが必要ではないかということで、様々検討・協議・調整を進めてまいりました。

その結果、この期間においても計画的に常時利用する団体があり、仮にこの期間利用することができなければ、3か月の長期にわたってスポーツをする機会を奪うということになるであろうということ、またずっと以前からこういう運用がなされているので慣例的利用の意味合いも勘案し、次のように対応したいと考えております。

まず、来年度、令和6年度からは休業期間を設けずに、年間を通しての運営を考えており、そのための環境を整えてまいりたいと思います。また、本年度の令和5年度から十分な準備はできませんが、まずは休業期間は設けないこととし、野球場とテニスコートについては利用できるようにいたしました。現在、管理棟に管理人を配置するまでの調整はできておりませんが、利用申し込みについては教育委員会で受け付けを始めております。

次に、スポーツ施設、野球場とテニスコートですけれども、この鍵の変更を行っております。こ

ちらにつきましては、これまで鍵がなかったところへ新たに追加したり、これまで鍵の方式がダイヤル式であったものから南京錠へ変更してきちんと管理することといたしました。また、運営上、午後5時以降は管理人を配置しておりませんが、施設のナイター利用もあることから、利用者の利用後の施錠を管理をしていただく方をお願いする予定にしております。

このことにつきましては、今年度分として必要な予算を本定例会に上げているところでございます。また、施設の利用にあたり予約が取れない、取りづらいといった声があることをお聞きしておりますので、そこらのことを指定管理者へお伝えし、適切な対応が図られるようお願いしているところでございます。なお、このほかにテニスコートの照明設備の利用にかかる運用方法をコイン方式に変更することなどや、野球場照明設備の老朽化への対応をすることなど、令和6年度の予算編成の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） ありがとうございます。いろいろ改善される部分、一度にはできないかもしれませんがしっかりと改善してほしいというところではありますが。今教育長が言われましたように休業日、あと午後5時からの管理、そして予約体制ですね、この辺が主になってくるところだとは思いますが、これは今言われた当然、改善するということだから前向きなことで考えていけばいいのかなと思ってはおりますが、それはそれとして私のほうもちゃんと受け止めないといけないと思っています。

それによって、町民の公平性が取れてくると。そういうことで、こういった、今述べられた改善がされるということだと思います。また、後から言いますけど、とにかく先ほど私が言いました、単純に料金の問題等と今減免の問題のこともいろいろ出ましたけど、昨日7番議員からの減免の話も当然あったわけですが、いろいろ言えばたくさんあるので一つ一つ、今からのことは分かりましたんで、これまでのことですよ、これまでのことで先ほど私が言いました時間的な問題、受付の体制そして料金減免、外部からの予約についての使用の問題と、その辺を一応述べておりますが、これまではどうだったかということが一番今回問題じゃないかと思っております。

それに対して、町のほうが対応してくれるのは当然のことではありますが、まず時間の問題で、この施設は朝の8時半から夜の10時までという営業時間で決まっていると思います。この間に管理棟で受付される方が一人二人おられると思いますが、一般的に考えていくと、まず8時半から5時まで労働時間は8時間としまして考えていくと、そこで一人の方が受付やいろいろ施設の管理をします。午後5時から夜の10時までには、一般に言えばパートなりそういった方々が管理していくと、そういう考え方が成り立つてくると思うんですが、いろいろな問題も出まして今まではそういった時間帯に対して、ちゃんとそういった人員の配置をされたのかと、それをちょっ

とお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 今までのことについての御質問ということで承りました。詳細につきましては、次長のほうから答えさせていただこうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。施設の営業時間というような話がありましたが、ここではちょっと利用できる時間というふうに説明させていただこうと思っております。

こちらの施設につきましては、利用できる時間を８時半から１０時までとしておりました。現在もそういう形としております。このうち管理人を配置している時間、これを８時半から５時までとしております。５時以降については、管理人等は配置しておりません。こちらについては、今後も配置するという計画には至っておりません。

したがって、ナイター等の利用もございますので、利用後の、これは今後についてのことになりますけど、施設を管理していただく方、こういった方をお願いをして、利用後の施設管理をしていただこうと、こういうふうに思っております。

したがって、管理棟の開館の時間のほうも、現在それからこれからは午前８時半から午後５時までというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ３番、三浦議員。

○議員（３番 三浦 浩明君） ありがとうございます。説明を受けたわけですが、結局は教育委員会があつて、指定管理者があつて、それでその中で運営していくわけですが、今管理者のお話でありますけど、８時半から５時まで、これはいいとします。

ただ、いろんなことが想定されまして、夜間今もこうこうと電気がついて、いろいろテニス等々やられていると思いますが、この施設的にこういうことがあるかどうかは分かりませんが、公的施設としてこれぐらいのことは考えておかないといけないということが一つあるわけですが、今、クマの出没でいろんな野外放送とかをされております。クマだけじゃなしにサル、夏場はマムシとかいろいろそういったこともあると思います。

やはり利用者が使用するの、夜照明つけていろいろプレイしてやるのは、それは全然問題ないかもしれませんが、ただそういったクマの出没や、何年か前に不審者、不審な行動があったみたいな話を聞いたこともありますけど、そういったやっぱりある意味危険な事態が起きた場合に、それじゃそれは管理者いないんだから、その利用者が対処しないといけないと、そういった話が出てくると思うんですが、そこは危機管理体制に対して、やっぱり管理者がいないということは緊急的な事態が起きた場合に警察、救急車等々、そういった連絡網的なものがちゃんとし

ないわけですから、ないわけですからそういった危機管理体制についてできないですね。

起きてから、どうだこうだ言っても結局、指定管理者の責任、そして教育委員会の責任になると。当然、こういった話になってくると思います。今はたまたまそういう事件的なものが起きてないからいいかもしれませんが、やはりこの条例の中にもそういった一文も入れることは当然必要なところもあると思いますが、ただ、通常なら朝からやろうが昼からやろうが夜からやろうが、やっぱり管理者というのはいて必然的なものであって、いて当たり前のことでありますし、管理者がいないということは全部その利用者が責任を持ってやるという、丸投げみたいなところは感じられますが、その辺りどうお考えですか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。利用できる時間、全ての時間において管理者を配置すればという御質問だろうと思います。議員おっしゃいますとおり、利用できる時間全てにおいて管理者を配置することができれば望ましいんであろうかというふうに思いますが、なかなかそういったところにも至っておりません。

危機管理上についてどうかというところもございました。こういったことについては、やはり緊急連絡先等の表示をしたりだとか、そういった工夫は必要であろうと思います。それから、何かあったときの責任の問題というところもございました。施設事態に問題があった場合については、やはり設置者のほうの責任問題というところになってくると思うんですが、それ以外の不測の事態によるところについては、そうもちょっと言い切れないんじゃないかというふうに思ったので、ここについては、やはり先ほど言いましたように、そういった緊急連絡先の表示だとかそういうところ、そういった形での対応というところで今のところ考えている次第でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） どうもちょっとしっくりしないところでありましたが。一般的にこういった公の施設に関しては、鍵のお話も出ましたが、まずどこの、例えてみれば公民館はじめ、いろんな施設で管理者というのは当然いるわけですね。

その施設をほったらかしにして、ほったらかしにするという文言はちょっと悪いかもしれませんが、やっぱり利用者だけに任せて利用させると、これはいかがなものかという、私はそういうふうに考えているわけですが、今も次長のほうから答弁もありまして、なかなか人員的なことで難しい面があるのかもしれませんが、ただこれは正式な考え方でいくと、やはり管理者というのは常時その施設を守る、管理のために常時常駐していないといけないと、これが決め事でないかと思っております。

特に、この施設というのは面積も当然広いわけですし、野球は特にそうですけど、テニスはテニスで特に小学生、中学生、その辺りが結構練習される方がおりますので、やはり先ほど言った

クマの出没等々いろんな危険性を考えた場合に、やはりそれは保護者の方も当然おられると思いますが、世間一般でいう、あってからでは遅いと、そういった意味合いからいうと、せめて管理者ぐらいはそういった体制は必要なんじゃないかと思っております。

それをどうしてもできないようなら、それはそれで考え方はまだまだあるわけですが、今いろいろ言いましたけど、ある意味危機管理のお話の中であそこ現状でテニスコートの周り、また野球場の周りもそうと思いますが、もう簡単に言えば山の麓でありますので、いろんな鳥獣対策的なものがなされているのかということ考えたときに、あそこにフェンスがあると思いますが、ちょっと曲がったようなフェンスがあったような気がしますけど、やはりそういったフェンス的な、あと扉もいろいろあると思いますが、農業でいいますと電柵とかもいろいろありますけど、そういった設置がちゃんとされてないんじゃないかと思います。

特に、大人だけなら、利用するなら対処できる場所もあると思いますが、これは子どもが主にテニスされておりますので、野球も含めてですけど、やはりそこら辺の危機感というのはしっかり持っておかないと、また教育委員会もそうですけど、特に現場管理されておる指定管理者、またその指定管理者に従事する方々、その方はそこら辺の危機管理がないのかなと思ったりすることもあるんですけど、やはりその今ちょうどフェンス的なことを言いましたが、ほかにもあるのかもしれませんが、そういった考えはちょっと話の、先ほどは改善策を聞きましたが、そういった施設的な危機的なところ危険箇所そういった修繕とかいうのも考えておられないですか、それを聞きます。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。施設面での整備という御質問だろうと思います。

先ほど議員おっしゃられましたような鳥獣対策に対する電柵だとか、そういったところについては現在では考えておりません。しかしながら、先ほど来からありますように、この施設も随分老朽化しております。そういった面での対策・対応というのは必要になってくるであろうというふうに思っております。

それから、子どもたちだけでというところがございましたが、現在は主にスポーツ少年団等が利用していますけど、こちらの利用については指導者の下での利用がなされているというふうに認識しております。その辺のところ、やはり指導者のほうもそういった危機管理をしていただくように、お願いだとかそういったことは必要になってくるだろうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 分かりました。何回も言いますが、子どもがやはり主体でありますので、しっかりと改善をしていただければと思います。

ここからは先ほど言いましたいろいろ問題がありますので、それを重点に質問していきたいと

と思いますが、まず料金の問題、このスポーツ公園は今野球とテニスの2つと、もう一つ管理棟の中のトレーニング部分、これもあると思いますが、3つの施設があると思います。

その中で、料金設定がなされておりますが、その料金に対して野球は、今の条例の中にそういう記載はあるんですが、野球に関してはこの料金に対してこれだけの減免をしていると、もしくは規定どおり全額お支払いいただいていると。もう一つトレーニングルーム、これに関しても同じことですが減免されているか、その表記されている金額どおり払われているか、もう一つテニスコート、これは□□□□が使って、またたまにはいろんな外部の方がするのかもしれませんが、野球も同様、この指定管理でありますので料金設定に基づいて、ちゃんと料金は払われているか、各野球、テニス、トレーニングルームの支払い状況、それを聞きます。分かる範囲でいいですけど。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。利用料金についてということでございました。利用料金、条例に規定されております。それで、減免の基準となるものの規定がございます。この減免については、昨日もありましたようにスポーツ少年団の利用について減免するというのが主な内容になってきております。

ただし、これは夜間照明設備、これについては除くというような形になっております。これに基づいて利用料を徴収しているというふうに認識をしているところでございます。

それから、減免の規定の適用となる施設については、野球場とテニスコートということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） できれば金銭的なこともちゃんと徴収されているか、その辺のことも含めて聞きたかったんですが、それは後に回しまして、今スポーツ公園では野球とテニスが減免の対象になっていると、そういうことでよろしいですね。

条例にそれだけの詳しいことは一文何も入っていないわけですが、ぼんやりしたところもあるんですけど、野球に関しては以前から私も耳にしたことがあるんですが、私から言いますか、野球に関しての使用料は減免措置として使用料の半額と、照明は除くということになっているんじゃないかと思います。テニスに関しても減免と。

野球に関しては、これはもう四十何年もうずっと、今は亡き潮議員さんがいろいろ心配されまして、本当これこそ社会教育、健康増進、これに関して、町としてもそういった団体に減免すると、それは納得できるところはあるんじゃないかと思います。それに応じて町のほうも半額の減免をしているということなんです。

テニスのことがちょっとよく分からないですが、テニスは使用料の半額が減免の対象となっているんですか、そこら辺をちょっとお伺いします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。減免の対象としては、主にスポーツ少年団の利用のところで、利用料の減免については野球場もテニス場も照明設備は除きますけど、場所の利用に関しては全額減免というふうになっております。

○議長（安永 友行君） 3 番、三浦議員。

○議員（3 番 三浦 浩明君） スポーツ少年団ということで、それは分かりますけど、それはこの条例の中に記載がありますか、ないと思うんですが、多分。この減免措置のやっぱり理由づけというものが一番ネックになってくるんじゃないかと思いますが、例えば吉校生徒とか、高校生、中学生、小学生そういった団体が使えば無料とか、そういった話は当然分かってくると思います。

ただ、スポーツ少年団、これは長い功績も当然あるわけですが、テニスも20年くらい、長くやって、いろいろ功績といいますか、そういったものも出てくるんじゃないかと思いますが、その減免対象に対して、逆に聞きますけどスポーツ少年団の減免というのはどういった趣旨でどういった理由で減免されているか、ちょっと何回も聞きますが、私聞いている話とちょっと違うところがあると思いますけど、野球とテニスでは半額の減免措置、テニスはどうもそういう額でないようなことをちょっと耳に、お話も聞いているわけですが、その辺り御存じなら聞きますが。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。すみません。先ほどの減免のところでも少し抜けておりました。減免の対象としては主にスポーツ少年団、それから小中高校の活動というのが主になってくるというふうに思っております。

それから減免の額のところについては、これらの利用については全額減免というふうになっております。それから、このたび改めて減免の規定を明文化していただいております。その中には障がい者の利用については2分の1減免、半額減免とするというような規定を設けさせていただいております。

それから、この減免の規定ですけど、条例には今こちらの施設については指定管理者のほうにお願いをしております。減免については、指定管理者はあらかじめ教育委員会の承認を得て定められた基準により、利用料を減免することができるというふうな条例の規定になっております。これに沿って、指定管理者のほうから協議をいただきまして、教育委員会が承認した上で規定を設けていると、そういうことになっております。

○議長（安永 友行君） 3 番、三浦議員。

○議員（3 番 三浦 浩明君） 次長の言うことはよく分かります。規定では、条例ではそういう

ふうになっているというところですが、私が言っているのはそれも含めてですけど、現状はどうかというところで、私の言うことが、今から言うことが間違いの部分があるかちょっとよく分かりませんが、先ほど言いました利用料に関しましては、野球に関しましては使用料規定の半額と、テニスも今次長でいえば、町内のものは2分の1、半分ということはそれは分かりました。そういう規定になっているんですよ。

ただ、これ内部からの何回もそういった話も私も関係者から聞いているわけですが、野球に関しては半分の減免措置であります、テニスに関してはそういったスポーツ少年団に応じてということはありませんけど、2分の1でもいいんですが、実態は、実態というのは使用料の額ですね、これがどうも全然、全く合致してないようなことを聞いております。金銭でいいでしょうか、私が聞いている。それは間違いがあるかも分からないですけど、金銭でいえば1時間が幾ら、670円とか、テニスでいえば、いろいろあると思います。2時間で幾ら、半日で幾ら、1日で幾ら、そういった料金設定になっていると思いますが、このテニスに関しましては結構一生懸命やっていて、ほとんど毎日使用されていると思います。

健康増進に関してはすごく活発にやられていると思うんですが、ただ料金の問題に関しましては名前までは言いませんけど、1か月このテニスコートをフルに使ったとして考えられてもいいんですが、1か月フルに使うと30万円超になります。現状の使用料、細かにいいますと1面で、さっき言った670円とかいいましたが、そういったところからはじめまして、10名前後の選手がおりますので1面でできるわけはありませんけど。いろいろ積算していくと1か月が30万円超と、幾ら払われているのといえ、これも間違ったらいいかもしれませんが、私も何回も聞いているのであれですけど、30万円超に対して使用料として1万5,000円しか払ってないと。

ということは2倍じゃなしに20倍ですよ。これが減免、2分の1という対象それは分かりませんが、その話になっていくと30万円としても本当は30万円超ですが、30万円を使用料としているのに減免ということで15万円払っていますと。そうしたら計算が合いますので分かりますが、それが1万5,000円、これ一体どういうことになっているのかというところなんですが、教育委員会はそういう指示をされたのか、指定管理者に指示されたのか、それとも指定管理者が今の利用者にまあ、□□□□ですが、そちらと話をしてそういった金額設定したのか。

さっき言った金額の、そういった事実がありますので、そこら辺は教育委員会として承知されている、普通なら承知されているということになりますが、そこら辺は実態のことについてどういうふうに聞かれているのか、理解されておりますか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。議員がおっしゃられる1か月の利用料金が計算上30万円ぐらいになるというふうにおっしゃられているんですが、この辺の計算の根拠といいま

すか、その辺がよく分からないんですが、先ほどから申し上げますように、照明料は除いて場所の利用料については減免の対象となる団体が利用した場合は、全額減免としております。

議員がおっしゃられるように確かに、毎月の利用料の支払いはその月によって若干は違いますけど、おおよそ1万5,000円から2万円弱のものが支払われているというふうにお聞きをしております。これは月ごとの利用時間であったり、季節によっては主にナイター設備のところでの変動があるんだらうと思うんですが、夏場であればそういった照明設備を利用する時間も少なくて済むと思っておりますし、冬場ではやはり長い時間になってくると、そういったところでの利用料の金額の大小があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ちょっと三浦議員、回数に制限がないとはいえ、議長のほうでこら辺でおいていただきたいと。ただ、聞いとったら双方の議論がかみ合うとらんと思います。ほかの方法で、根拠を含めた方法で質問したり回答を求めたりする方法はあるかと思しますので、だんだん結論が出ないような感じになっておりますので、その辺を含めてどうしてもといえばこの件についてはもう一回は許しますけれども、それ以上はおいていただきたいです。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） まだ言えばたくさんあるとは思いますが、次長からの答弁いろいろ、ちょっと私が考えているのと全然、言われたようにかみ合っていないとか、その根拠では私も持っていますが、その辺の精査ということも当然含めて今後の総務委員会でもそういったことを今から計画しておりますので、その中でということでもいいですけど。

ただ、今の調査した結果、料金的なものがかみ合っていないと。全然、さっき言いました30万円まで1万5,000円、この辺の差額が生じた場合に、それはやはりどこかのミスから、または不備、またはそれによって公平性というものが全くなってくるわけですから、そこは当然公共施設でありますし、私も町民の代弁でありますので、そこはしっかり線引きしてちゃんとした結論を出さないといけないと言った意味で、何年かに遡って徴収する。そういったことも当然出てくると思います。そこら辺をしっかりと、別な場面で、止められましたので、話していきたいと思いますが、質問していいならその徴収が発生した場合、そこはしっかり対応しますか、教育委員会として。徴収の義務が発生した場合。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 今ここでちょっとはつきりと申し上げられないんですが、ちょっと調べてみないと分からないんですが、現在は指定管理にお願いしております。この利用料を徴収する業務としては、指定管理者のほうがする形になってくると思しますので、そこらの関係をちょっとどういった形になるかというのを調査しないと、はつきりちょっと今の段階では申し上げられないというところでございます。

○議長（安永 友行君） 3 番、三浦議員。

○議員（3 番 三浦 浩明君） なかなか立場的なことでなしに、やっぱり教育委員会、指定管理者、利用者の間でいろいろな問題が生じてきているわけですが、なかなか教育委員会でも大変なところもあるかもしれませんが、大変だからやっているわけですが、このことに関しましても議員としても何回も私も耳にしているので、この問題をしっかり線引きしないといけないなということもありますので、しっかり今後も、これで終わりではないので、いろいろな面で説明なり相談なり協議なりしていきたいと思います。ということで、1 点目は終わります。

2 点目、時間があまりないので、町長に伺います。よしか病院の進捗状況はということですが、来春よしか病院がオープンしますが、昨日も数名の議員から質問があり、いろいろ説明も聞いていますので、医師からはじまって病床数、そこら辺は聞いています。そこら辺はいいとしまして、一番気になるのは今後と現状ですけど、職員が辞められたりとかいろいろ退職金の問題も当然発生するわけですが、そして退職金、転職の問題、そういったことに職員は当然ですがそういった事態に対して、今後職員、町民にいろいろな経済的な支障とか、そういったものが生じてくるんじゃないかと考えるわけですが、その辺で町ももちろんそうですけど、経済的な面も含めて影響が出てくるんじゃないかと、既に出ているのかちょっと分かりませんが、それをお聞きしたいのと、もう一点病院設立に当たって、この間意見交換もありましたが、県の病院設立に対しての認可、これがちゃんと出ているか。県から当然国に行くと思いますが、その2 点を聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、よしか病院の進捗状況はということでお答えしたいと思います。

詳細につきましては、これまでほかの議員のところで答弁させていただいていますので、その点御了承いただきたいと思います。よしか病院の開設につきましては、遅くとも令和6 年4 月でありまして、町及び医療法人カタクリ会では不測の事態として開設の前倒しも想定しながら、医療・介護体制の円滑な移行、確実な継続を実現するために着実に準備を進めているところでございます。

指定管理を受けましてよしか病院を運営する予定であります医療法人カタクリ会におきましては、職員採用手続、組織体制の整備、各職種等におけるキックオフミーティングなど、様々な準備が必要でございまして、よしか病院の開設前から最低でも2 か月の準備期間が必要であると伺っているところでございます。

特に、職員の採用に際しましては、外来の診療体制に合わせて入院・入所に係るベッド数確定の肝となる重要な部分でございます。募集から試験、その他の内定通知等に係る一連の手続きを医療法人カタクリ会により、既に開始準備を進めていると聞いているところでございます。

また、石州会所有資産の譲渡協議につきましても、町の顧問弁護士をはじめ医療法人橘井堂の事務支援をいただきながら、全力で取り組むことでよしか病院の開設が順調に進み、町民の生命、財産に悪影響等を出さないようにしっかり対応してまいりたいと思います。

退職金のお話、それから不採用になった場合というようなお話もございました。これは当然、現在雇用主であります石州会のほうが責任を持って対応することでございます。これは町あるいは今町が出資をいたしまして設立をいたしました医療法人カタクリ会の責任の及ばないところでございますので、その辺ははっきり申し上げておきたいと思います。

それから、採用を今から順次カタクリ会がされます。その結果として、仮に不採用になった方、これについても現在の石州会理事長のほうからは責任を持って対応させていただきたいという発言もございますので、このことにつきましても現在運営をしておられます石州会のほうで対応していただけるものというふうに考えております。

それから、開院の届けの話がございました。これはもう事務的には準備をしておりますが、これからその手続きに入るということでございます。現段階におきましては、許可は認可はいただいていないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 分かりました。退職金等々のことに関しては、石州会でやると。

それは以前からそういう動き的なことは聞いていましたので、分かります。ただ、それで石州会に引き続いてカタクリ会が新規にやるわけですから、そこら辺はやっぱり柔軟にやっていただきたいという、私の個人的な考え方もありますが、これはこっちだからうちには責任がないと、そう跳ねつけるんじゃないしに、やはりそこはお互いがお互い様というところでやっていただければと思います。

国の認可はまだ下りていないということですが、これも申請はもう出しているということでちょっと安心ではありますが、来年、もうすぐになりますのでしっかりとこの部分は、医療対策課等でしっかり稼働していかないといけないと思いますので、来年のオープンに向けて頑張っていたければと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 誤解があつてはいけませんので繰り返し申し上げますが、当然現在石州会で働いておられる方が、どこかのタイミングで医療法人カタクリ会が運営をされるよしか病院のほうで勤務される方も当然いらっしゃると思います。ですが当然、雇用主が変わるということで立場が変わりますので、そこら辺りはしっかりそこは線引きをしなければいけない部分であります。

それから、病院の開院の届けのお話でございます。事前の今、書面的な準備はおおむね整って

おりますが、これは正式にはまだ提出はしておりません。というのは、資産の譲渡が確定しておりませんので、これが確定をしたらすぐ出すというこの段階に今来ておりますので、書面的な準備はしておりますが、出すのはそれが確定をして直ちに出すということであります。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 来春、もうすぐ来ますんで、今からが、今もそうでしょうけど正念場なんで、議会のほうもできる限り協力できることはして、いろいろ意見があれば意見も述べさせてもらえんと思います。

それでは、以上で、質問終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番目の通告者、3番、三浦議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時24分休憩

.....

午前10時33分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

9番目の通告者、11番、庭田議員の発言を許します。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 議長、質問の前に、質問に関連した資料なんですけど、配付したいと思いますので、お許しをいただきたいのですが。

○議長（安永 友行君） よろしいですよ。

〔資料配付〕

○議員（11番 庭田 英明君） それでは、最初の質問をいたします。

「先人を尊う町づくりを」という大変壮大なタイトルで出しとるわけですけど、要するに、先日同僚議員からも質問が出ていましたけど、益田・岩国道、日本海から瀬戸内海につなぐ縦の高規格道を提案議員が一生懸命汗をかいとるわけですけど、これを造るにしても、やはり今の縦貫道のインターがあるということは、非常に重要なポイントになってくると思います。益田のインター、そして六日市のインター、そして山陽道の岩国のインター、これを結ぶ線をつなぐという壮大な計画の中で、この先人が汗をかけた中国縦貫道という、ここにインターを持ってきたということが非常に重要なポイントになってくると思っております。このインターがあるということで、吉賀町はこのインターがなかったら、島根県でも本当僻地ですよ。187しか通っていない、道路がですね。そういうところであったわけですけど、このインターができたおかげで、4つの飛行場がありますけど、岩国、広島、宇部、萩・石見空港、ほとんどの飛行場に1時間から2時間で行ける場所にあります。

それと、今、株式会社エヌディーエスさんがこの高速道路のメンテなんかを請け負っていま

すけど、ここのホームページを見ますと、主に I ターンなんかの半農半 X を目指す方の募集を行っております。社員が 60 人と書いてあります。大変な、町に対しても経済的な効果をもたらしているわけであります。残念ながらインターが完全に活用されているかという、必ずしもそうではないわけですが、このインターがあることによって、吉賀町というのは企業誘致もできましたし、当然、今、問題になっている病院も、この関係でできているわけであります。

そこで、私、私だけじゃなくて、町民の方からいろいろ意見を、意見といいますか、疑問を呈せられるわけですが、なぜ斎藤一通さんが名誉町民の中の一人になっていないんだろうかという声を多々お聞きします。いろいろな事情があつてこうなったのかも分かりませんし、そのところは、私、承知しておりませんので分かりませんが、町長としてこの件に関してどのようなお考えをされているかということ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、庭田議員 1 点目でございます。先人を尊う町づくりをということでございます。

まず、斎藤一通氏のお名前が名誉町民の中にないのはなぜかと、この御質問についてでございます。

さきに、今、ペーパーも配られましたが、この斎藤氏について御存じの方も多くおられるかと思いますが、関連事項とともに少し御紹介もさせていただきたいと思います。

斎藤氏は、六日市町長を昭和 37 年から昭和 49 年までの 3 期 12 年間務められた方でございます。昭和 40 年当時の六日市町は、2 度の財政再建団体を経験しておりまして、国あるいは島根県の監督の下で財政運営を行いながら、昭和 44 年には財政再建を完了するといったような状況下でございました。

氏が御逝去をされましたのは、昭和 51 年 8 月の 23 日であります。氏の功績と表される高速道路建設が昭和 49 年に着工され、昭和 58 年開通をしたところでございました。こうした状況にありまして、中国縦貫自動車道及び六日市インターチェンジの誘致に御尽力をされた功績から、この六日市インターチェンジの入り口付近には、地元有志の方によって斎藤氏の胸像が建立されておるところでございます。

名誉町民についてでございますが、名誉町民につきましては、合併前の六日市町名誉町民条例、それから、柿木村の表彰条例に基づき選定され、この登録は新町発足とともに吉賀町へ引き継がれておるところでございます。また、合併後の吉賀町におきましては、現在のところ名誉町民の選定はございません。

議員御指摘のとおり、名誉町民の中に斎藤一通氏の名前はございません。御質問にある、なぜ斎藤一通氏の名がないのかにつきましては、私自身も確たる回答を持ち得ていないということ

申し上げておきたいと思います。

申し上げましたとおり、斎藤氏の御功績につきましては、先ほども御紹介をしておりますように、特筆すべき点があるということは従々承知しているところでございます。しかしながら、行政の長として3期12年、あるいは、それ以上の長きにわたってその経歴をお持ちの方は、ほかにも数名いらっしゃるわけでございます。それぞれそうした皆さんにおかれましては、公正な施政を運営されまして、素晴らしい功績があるわけでありますので、こうしたことも考慮していく必要があるかというふうに考えております。慎重に対応しなければならないということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 今、在職年数とか功績、ほかの方ですよ、を述べられましたけど、私はそれはそれとして、現在ある町長がこの人たちの功績をたたえるのでしたら、斎藤氏だけでなくでもいいわけでしょう。斎藤氏を超える人がおればですよ。おられるんなら、それはそれで名誉町民として当然、現在その権限がある町長が行うべきではないかというのを、私はその町長の覚悟をお聞きしたわけでありますので、それをできないというのであれば、それはそれで、もう私の質問はこれ以上はないわけですので、そこら辺のことは、もう一回御一考をいただきたいと思います。

それと、澄川喜一先生、森英恵さん、有名な方が、有名といいますか、功を成した方がどうのこの言うわけじゃないんですけど、やはり吉賀町の、今、吉賀町としてですよ。この人たちの名前も出して吉賀町をアピールしているときに、先人たちの功績に対して、ふさわしい施設の整備というのは、やはり今を生きる我々の責任としてやっておく必要があるんじゃないかということをおは申し上げたいと思います。彫刻の道もありますし、森英恵さんのフラワーガーデンもあります。本当に町民がこぞって、誇りを持って町外の方、町内の方に誇れるような施設であるかというのは、私は少し疑問に感じるところであります。ぜひ資料館なり公園の整備、こういうところは、もう少し町が投資をして、指定管理も施設も悪いことはありませんよ。ないですけど、こういうソフトの部分を、先人に感謝する、昨日も内藤先生のお言葉がありましたけど、やはり一通さんも退陣の弁で述べられていますけど、人を大事にする、人を感謝するという気持ちをきちっと形で表す、そのことが子どもたちにも伝わって、まさにサクラマスになるんじゃないでしょうかね。私はそう思います。

資料館なり、公園はまたどういう公園にするかというのは別として、資料館というのは、わざわざ建物を建てなくても、例えば、ゆ・ら・らの一角を改造して資料館にするとか、または、高津川てらすの図書館でも結構な建物があるわけですけど、そこを活用するとか、心を込めたものを、もう少し行政として力を入れるべきだと思います。

それと、吉賀町にゆかりのある方、一例を申しますと、先般亡くなられました津島雄二先生の墓が、上野家の墓として柿木村にあるわけですけど、ちょっと余談になりますけど、津島さんは太宰治、津島修治の長女の園子さんと一緒になられたわけですね。だから、太宰治とは親類関係になるわけでありまして、太宰治は、昨日もNPO法人医療ガバナンス研究所の上昌広先生のお話が出ましたが、11月5日に「地域医療を考える」ということで、高津川てらすがアドバイザーの吉長先生の紹介で東大の虎ノ門病院の上昌広先生をお招きして、お話ししたときに、森鷗外の話が出ました。12歳で東大に合格されて、医者でもあり作家でもあったわけですけど、この森鷗外と太宰治というのは非常に親しい間柄で、鷗外の正面に太宰治の墓を造らせたぐらいの間柄だったわけです。それで、森鷗外というのは、今でも東大の医学生は森鷗外を崇拜して、師と仰いでいるわけでありまして。

何を言いたいかといいますと、そういう間柄の方のルーツが、一方のルーツが吉賀町にあるわけですね。こういう事例はこの津島さんだけじゃなくて、ほかにも多分たくさんあるんだと思いますけど、そこの辺のところも、やはり吉賀町の歴史、文化、伝統、これを後世に残すということです。住民のプライドにもつながってくるわけだと私は思いますね。なぜかといいますと、こんな方と私たちはこの吉賀町の空気を共有していたんだということは、非常に誇りになる、そのように感じるわけです。

それはそれとして、もう一回名誉町民の件と資料館、公園の整備、この辺をどう考えておられるのかという、町長の率直なお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、前段のところでございます斎藤一通氏の名誉町民のことでございます。

先ほども答弁させていただきましたが、斎藤氏につきましては3期12年と。それと同任期の方、あるいは、それ以上の方もいらっしゃるということで申し上げました。呼名を挙げるのもどうかと思いますが、合併前の旧六日市町時代に申し上げますと、お話になりました斎藤町長、それから七五三町長、さらに、合併をして吉賀町になりまして、私の先代になりますが中谷前町長、こうした方が3期12年を任期を全うしておられます。それから、この任期、3期を超える方ということで申し上げますと、合併前の旧柿木村の村長でありました三浦村長、この方は満3期プラス1年半。これは合併という事情の中でそうしたことになったわけですが、いわゆる4期目に入っておられた。さらに合併をされて、平成17年の10月1日に吉賀町ができましたが、それからちょうど1か月の間は町長が不在ということもあって、町長職務執行者という、こうした役職も務められたという方でございます。

今、申し上げた3期あるいは3期以上お務めになられた先代の町村長、本当にいろいろな個性

を持った施策を講じておられたわけでございまして、斎藤町長におかれては、特徴的なことは高速道路の、あるいはインターチェンジの誘致ということでございますが、今、呼名を挙げさせていただいた皆様も、それぞれの施策を展開をされて、すばらしい功績があるというのは、改めて言うまでもないかと思えます。

そうしたことがあるわけでございますので、じゃあ、そこへ優劣をつけて、斎藤一通町長が優れておったのでということは、なかなか今の段階で判断をするのは私自身も難しいかなと思っております。じゃあ、3期以上の方は全員ということも選択肢もあるかも分かりませんが、ここはやはり慎重に対応をしなければならないというふうに考えておるところでございます。

それから、後段のところでございます。いろいろなお話もございました。当然森先生であったり、それから澄川先生であったり、先生方が手がけられたすばらしい作品は、今、益田にあります芸術文化センターグラントワのほうへ御寄贈いただいて、収納を今されておって、森先生も追悼展があったり、記念の特別展示があったり、それから澄川先生につきましても、御逝去をされたということで、今月の中旬からグラントワのほうで来年の2月まで特別の展示を、追悼展を開催されるということがあります。澄川先生につきましては岩国との関わりもありますので、ちょうど今週の土曜日ですか、から岩国市にあります県の施設でございますが、シンフォニアホールで、これも追悼展が短期間ではございますが開催されるということでございます。

したがって、我々といしましては、なかなかこの先生方に由来する手持ちの作品等は少ないわけでございますが、申し上げましたように、グラントワあるいは岩国のシンフォニア、こうしたこと連携をしながら、それから、澄川先生につきましては宇部との関係も非常に深いわけでございますので、そうしたところの作品を町民の皆さんに触れていただく、見ていただくような機会を通じて、先人の偉大な功績を後世に伝えていくような手法がいいのではないかというふうに思っております。

それから、ゆかりのある人ということで、津島雄二先生のお話がありました。森鷗外との関わりもございましたし、太宰治氏の関わりもございました。私も重々承知しておりまして、特に津島家のお墓は、東京三鷹の禅林寺のほうへ森鷗外のお墓の隣に津島家の墓がある、太宰治の墓があるということで、私も現地で2回ほど確認をさせていただいておりますが、そうしたことはなかなか皆さん御存じありません。それから、津島雄二先生のお母様、上野家でございますが、そうしたお墓が柿木にあるというのなかなか皆さん御承知ないということで、いつぞや私も町長コラムのほうで御紹介もさせていただきましたが、そうしたやはりゆかりのある方が、立派な方がおられるんだということを、やはりいろいろな機会を通じて町民の皆さんにお知らせをしなければならぬ。これは我々としての義務だというふうに、責任だというふうに思っております。

それから、ゆかりのある方ということで申し上げますと、これも先般御逝去されましたが、東京吉賀会で役員をしておられました水彩画家の伊藤博子先生、この方も柿木の御出身でございますが、この方の御親戚であります、かつて東京芸術大学の大学院で助教授をしておられました染谷香理先生、この方も今、吉賀町と非常にいいお付き合いをさせていただいてまして、実は、今日14日でございますが、昨日13日から町内のほうへ、今、おいでいただいて、昨日、今日、明日にかけては、町内の5つの学校で日本画の体験教室を、今、させていただいています。それから、今日夕刻は、この役場の2階のほうで、隣の会議室のほうで、今度是一般の方を対象に、日本画の体験教室をしていただくということで、夕刻、私も先生に習って絵を描くようにしておりますけど、そうしたことで、非常に関わりのある方とは親密な関係をこれからもつくっていかねばならないというふうに思っております。

それから、東京吉賀会の関係で申し上げますと、今、首都圏御在住の河野誠さんという方、この方は蓼野の御出身でございますが、先ほどからお話しておりますこの方のほうから、澄川喜一先生、それから、今申し上げました染谷香理さん、それから伊藤博子先生、この3人の方の作品を町のほうへ御寄贈していただきまして、感謝状、11月3日の式典でも御披露させていただいておりますが、先般、東京へ出かけたときに、直接伝達もさせていただいたところでございます。いろいろな形でゆかりのある方との関係を保っていかねばならないというふうに思っております。

それから、人に対しての感謝の気持ちを表す、当然でございますが、いろいろなその方法はあろうかと思しますので、様々な形を駆使して、皆さんに、先人に感謝をしながら、そのことを功績を後世に伝えていくというようなことで汗をかいていかねばならないというふうに思っております。

それから、施設整備のお話がありました。なかなかハードで大きなものということは無理でございますが、今、お話もございました既存の施設をやはり利活用しながら、拡充しながら、そうしたような方法もあろうかというふうに思っておりますので、これはまた予算もかかることでございますので、これから検討もさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） あまり前向きな答弁ではありませんでしたけど、町長もあと任期が2年あるわけですので、ぜひ言葉だけではなくて、形にして感謝の気持ちを表す、それを町民にしっかり見てもらうということをしていただきたいと思います。

それと、いろいろ決断がつかないから、そういう答弁になるんだと思いますけど、名誉町民というのは、今、任期がどうのこうの言われましたけど、任期じゃないですよ。どれほど貢献され

たかですよ。しかも、そのポイントはあるわけでしょう。まあそれ以上は申しません。

次に行きます。

先に、大変申し訳ないんですけど、時間がどうなるか分かりませんので、3番目の町づくりへの位置づけはということで、アンテナショップのことで少しお聞きしておきたいと思います。

先般、20周年の式典が、国会議員また廿日市の市長さんをはじめ、お歴々をお招きして、本当に盛大と言ったら語弊がありますが、本当に感謝の気持ちを表せるいい機会だったと思っております。そこで、その後に私は、主に消費者の方ですけど、本当にこのアンテナショップに対しての感謝のメールとか、電話をたくさんいただきました。これを残すときに、1,800人の方の署名をいただきましたけど、そのときに汗をかいていただいた方々も、本当にいい一つの区切りだったということも言われまして、ぜひこれからも続けてほしいと。そして、吉賀町と廿日市市、まあ津和野街道もありますけど、しっかり手を組んで、特に食のことですので、子どもたちのために頑張っていきたいということを多くの方からお聞きしました。

そこで、ここへ2つ質問してありますけど、時間の都合上、一遍に、一遍といいますか、この2つを一遍に御答弁いただきたいと思います。まず一つは、式典を行うこととした目的。そして、あの雰囲気味わわれて、味わうといいますか、体験されて、このアンテナショップという施設を、まちづくりにどのように生かしていこうと思われたかというのをお聞きしておきたいと思います。昨日、町長、500名と言われましたけど、これはレジを通過したお客さんの数でして、関係者の話では正確な数字はつかんでいませんということでしたけど、1,000名は優に超えているという話を聞いておりますので、その辺のところも加味して、今の2点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、町づくりへの位置づけはということで、まず1点目の、どのような目的でこのアンテナショップ20周年記念式典を行うこととしたのかということについてお答えをしたいと思います。

吉賀町アンテナショップかきのき村につきましては、平成15年に廿日市市に出店して以来、今年でちょうど創業20周年目という節目の年に当たっておったところでございます。5月の連休明けになりますが、新型コロナウイルスが5類に移行したということもございまして、人々の往来が自由になったことを受けて、これまで消費者の皆様や生産者の皆様、関係者の皆様の御努力のおかげで支えられてきたことに対する感謝の気持ちをお伝えをしたいということと、この機会を契機として、機と捉えまして、より一層関係者で連携して、さらなるステップアップすることができる、あるいは、そのための思いを一つにするという目的で、今回の記念式典を挙行、開催をさせていただきました。何分にも予算の関係があつたり、我々がやることでございますので、

とても盛大といいますか、十分なことはできませんでしたが、一定のそうした式典が開催できたということで、まずは安堵しておるところでございます。

当日は大変お忙しい中、先ほどもお話がございましたが、廿日市市長、地元選出の県議会議員の皆さん、あるいは、津和野町の皆様にも御出席をいただき、さらには、吉賀町の議長をはじめ、議会議員の皆様にも多数御出席をいただきまして、改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。おかげさまで盛大な記念式典を開催することができたということで、本当に感謝申し上げます。

記念式典の後、感謝祭と銘打ってイベントも開催させていただいたわけですが、こちら側の集約といたしましては、約500名近い方に御来場をいただき、それから、アンテナショップのレジを通過した人数も、過去最高の200名を超えるお客様にお越しをいただきました。店舗の売上、それから外、店舗外での出店者の売上を含めると、これまでにない売上金額となっておりますのでございまして、非常に喜んでおるところでもございます。

そして、イベントでは、新米のすくい取りや神楽の上演、それから、餅まきなども行いまして、これまでのお客様、あるいは初めて来られたお客様にも、吉賀町の雰囲気をも十分に感じていただけたものではないかというふうに感じておるところでございます。

それから、感謝の気持ちが、このお礼のお言葉を議員のほうにはたくさん届いているようでございますが、私のほうにはあまりございませんが、ただ、ありましたのは、封書が一つ届きました。数日後に届きまして、何かないと思いましたが、実は、こういったものが封書の中に入っていました。これは、こちらの下に書いてありますが、平ミドリさん、当日、店舗のほうにも来ていただきました。実は、この方の御主人様は平昭治さんといひまして、吉賀の本庁舎でも御覧になっていただいたかと思いますが、「津和野街道百絵図」という絵を描いておられた方でございまして、その方の奥様でございます。店舗のほうへおいでいただいて、非常に感激をしたと。そして、その日のうちに当然御自宅に帰られたら、家の近くに落ちておったこのイチョウの葉っぱを家に持ち帰って、これ、サンタクロースの絵が書いてあるんですが、そうしたものを添えて感謝の気持ちを伝えていただきました。「吉賀町長岩本一巳様、かきのき村20周年本当におめでとうございます」、こうした文が添えられていました。こうした感謝を、意を伝えていただくようなお手紙も、私のところには1通届いたということで、非常に喜んでおります。

それから、次に、終わっての思いと、アンテナショップの施設を町づくりにどのように今後生かしていこうと思うのかということについてお答えをしたいと思います。

終わってからの思いでございますが、あの日の盛況ぶりを見ると、いろいろな皆様からやはり支えられているのだという感謝するのと同時に、あれだけの集客力のある施設だということも、改めて強く感じたところでございました。

また、これまでも答弁させていただいておりますが、アンテナショップは農産物の生産・販売の中核としての位置づけのほか、吉賀町の情報発信基地としての役割も担っている、大切な施設というふうに捉えております。昨年１１月には、廿日市市在住のシンガーソングライターであります香川裕光様を吉賀町のふるさと応援大使、アンバサダーに御就任をいただきました。それから、本年の４月には、町のほうでオーガニックビレッジ宣言もさせていただきましたし、６月には、廿日市市と津和野町の３市町で津和野街道交流に関する連携協定も締結をさせていただきました。

したがって、アンテナショップの今後の生かし方につきましては、この店舗、施設を中心に、安心、安全な農産物の提供や情報発信、交流人口の拡大に取り組みまして、恵まれた自然環境の中にあるこの吉賀町の魅力を理解してもらうことによって、定住促進にもつなげさせていただきたいというふうに考えております。非常に可能性を秘めた施設でもありますので、いろいろな方面から御支援なり御協力をいただいて、しっかりこのアンテナショップを盛り上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） １１番、庭田議員。

○議員（１１番 庭田 英明君） 昨日、町長、同僚議員の答弁の中で、農産物は量より関わる人の、小さい農業でも何でもいいんですけど、関わる人の人口を増やすことが大切なんだということを答弁されていましたが、私もまさにそのとおりだと思います。耕作放棄地をなくす、または生きがい対策とか、いろいろな面で多くの方に農業に関わっていただく。その販売先として、やくろなり、アンテナショップを利用する。販路はできとるわけですので、ぜひともこれからの課題として、アンテナショップは柿木のものだという認識を忘れていただいて、行政のほうでぜひ、やくろにも出荷するけど、アンテナにも出荷してみたいという方もおられるはずですので、その辺の掘り起こしは、ぜひ町のほうで、これは産業課の仕事になるんかどうか分かりませんが、やっていただきたいと思っております。

それと、来年の５月で食品衛生法改正の経過措置が切れます。個人でやっておられた加工の販売ができなくなります。要するに、加工施設の管理が必要になってきますので、その辺のとも町としてきちとした対策を取っておかないと、これは経済だけじゃなくて、伝統とか、生き方の問題も絡まってくるわけですので、ぜひその辺のとも頭に置いて農業政策に関わっていただきたいと思っております。

それと、これは私の提案なんですけど、今、アンテナショップ、町長、津和野街道とか観光、定住、いろいろな面を言われましたけど、あそこ１００万都市ですよ、広島は。これは海士町がやとるわけですけど、海士町はあそのフェリーの乗り場に職員１人を配置して、確か観光課か何かの職員だったと思いますが、配置しとるわけですよ。そういう将来を見据えた戦略

として、職員の配置というのもぜひ考えるべきだと私は思いますので、そこの辺のとも検討じゃなくて、ぜひ実行に移せるぐらいの、任用職員でもいいわけですので、やる気のある方だったら。頭の片隅に置いておいてほしいと思います。

次に移ります。

指定管理者制度の見直しをということであります。

これは報道なんですけど、4月から9月期の企業倒産1,000万以上ですけど、前年同期37%増の4,324件であります。ゼロゼロ融資を利用した企業の倒産件数は44%増で、これ全国なんで、東京商工リサーチがまとめたものなんですけど、333件。2年連続で倒産の負債額が1兆円を超えていますよ。

翻って、この我が町の指定管理施設、ざくっと、この中で一番ゆ・ら・らの金額が大きいので、例としてゆ・ら・らを挙げさせてもらいますけど、31年から令和5年まで管理料が3億円。間違っとったら言ってください。令和6年から令和10年までで4億円。1億円上がっています。そして、吉賀町の公共施設の個別の管理計画、これ21年から50年までの計画になっていましたけど、そこで修繕なり、改修なり、その費用がほとんど毎年のようにこのゆ・ら・らでは上がっていきまして、総額で50年までに10億円、ざくっとです。これだけの金をつぎ込む、投資する理由。民間でしたら投資と収入のバランスを考えて、投資より収入が少なければ、見直し縮小、撤退をしますよ。投資より収入が多ければ、事業を拡大するなり伸ばしていきます。それが当然のことなんです。家計でもそうでしょう。入る金が少なかったら。余分なところは切り捨てないといけないわけですよ。例えば、私はアルコールが好きですので、ビールを飲みますけど、収入が減って、ビールを飲めなくなる。しかし、ビールは飲みたい、アルコールは欲しい。そのときにどうするかというと、やっぱり第三のビールか、発泡酒になってくるわけですよ。経済というのはそういうものだと思いますよ。税金だから湯水のごとくつぎ込む。人件費のアップと水光熱費のアップを理由に挙げられましたけど、いつまでこれを続けるつもりなのかということをお聞きしたいと思いますし、それを続ける理由、町民に明確に説明できる理由があったらお答えいただきたいと思います。まずそこを。時間がありませんので、これとこれだということによろしいですので、お願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 通告の内容とは随分違うので、端的にお答えをするしかないわけですが、まず、町内状況が厳しいという状況は、昨日のほかの議員さんのところでもお答えをさせていただきました。重々承知をしているつもりでございます。

それから、とりわけゆ・ら・らのお話がございましたので、まずこれをお答えをしますけど、やはりこれに対して指定管理をお願いをさせていただいたり、施設の改修をする。やはりこれは、

私の考えは、やはり町内でも一番大きい施設でもございます。宿泊施設も兼ね備えた誘客施設であり、それから、観光施設であるからであります。確かに高速のメリットもあるわけですが、この施設がなくなったということを仮に想定をいたしますと、これは非常に、まず、来られるお客さんが少なくなるということ。それから、これに関連した、今、従業員の方の職がなくなるということ。それから、そこへ食材とかいろいろなものを、物資を納入しておられる方の企業様の、法人様の影響が非常にあるということ。六日市病院、今の病院も同じでございますが、その裾野におられる方、関係者の方が非常に多い、金額も多い。そうしたことを考えますと、指定管理料高くはなっておりますが、これはやはり続けていかなければならない施設だと思います。ただ、老朽化もこれは当然あるわけですから、それに必要なものは、やはり講じていく必要があろうかと思えます。

これは指定管理のゆ・ら・らだけのお話でございましたが、収支のバランスだけのお話で言いますと、今回指定管理を出しているところ、ゼロのともありますが、ほとんどがそれ相応の指定管理料を払うということです。ですから、収支のバランスだけで考えると、これは全くもってタブーなんですけど、施設としては要らないということになるわけですよ。そうはならないわけです。それはなぜかといいますと、町民の方の健康増進であったり、福祉の増進、福利の増進を図るという上では、非常にやっぱり必要な施設であるわけですから、今回、条例で改正をお願いをさせていただいて、利用料金を上げておりますけど、そうしたことをやはり加味していただいて、今度は指定管理者のほうでその利用料金、使用料のほうを上限幅が上がるわけですから、そこをしっかりと検討していただいて、適切な料金設定をしていただいて、非常にこの活性化をまた目指していただくというような形で進めさせていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 誤解があつては困りますけど、ゆ・ら・らをやり玉に上げとるわけでもありませんし、事業を採算が合わないから、全部の指定管理施設がそうなんですけど、合わないから撤退しろと言っているわけじゃないんですよ、私は。やり方があるんじゃないかというのを質問しているわけです。

今の指定管理者制度というのは、はっきり言って赤字補填ですよ、吉賀町がやっとなことは。それは、いけないことになつとるでしょう、赤字補填は。だから、私は今の制度でいいのかということと、もしそれでもかなわないのなら、譲渡、廃止を考えるべきだということを、ここで質問にしとるわけです。制度でいいですよ、今、一例を出しますと、星野リゾートがぐんぐん業績を伸ばしていますよね。この会社は、リゾートしか手がけていません。不動産は全く別の会社、リート投資法人というのをつくって、不動産の管理は不動産。要するに、もう業種を分けてやっ

ています。だから、星野リゾートは、ホテル、その他の事業で、接客業オンリーですね。そして、このリゾートは、施設を管理するために投資家を集めて、その投資によって施設を管理する。そういう方法もあるわけですね。

ちょっと似とるものが、PFIなり、高津川でらすでこれからやろうとしているコンセッション方式なんかにちょっと似とるんじゃないかと思いますが、私は詳しいことは分かりませんが、そういう方法もあるわけですね。一回星野リゾートに来てもらって勉強、議会も巻き込んでされたらどうですか。

それと、譲渡ということも一つ提案しておきたいと思います。地域間交流拠点施設、旧柿木中学校のことで、確か3年か4年前、これは個人の方に上物を譲渡しましたよね。3年、まあ4年としましょうか。4年経って、町長も広報にもまた写真一緒に出ていますけど、今年9月25日から10月14日までにデンマーク王立の芸術大学アカデミーが、22名の方であそこで合宿されました。来年は、今、予定ですけど、40人来られるそうです。そして、日本の大学も1校が手を挙げています。また、グラントワ主催で11月23日に「にぎやかな学校」というのを、音楽を好きな方が集まって学校を開いています。130名の方が出席されています。そして、11月26日はIターンの交流会、50名。これはいいとして、ここからが、すごいのは来年、次の3社が、吉賀町でどういうビジネスチャンスがあるかという、社長が来られて調査をするそうです。ここを拠点にですよ。マルニ木工。御存じのとおり、今年、広島サミットがありましたけど、その家具を調達した会社です。アップルに椅子を1,000脚納入しています。それとコクヨ、それとスマイルズ。「スープストックトーキョー」で検索したら出てくるとは思いますけど、この3社が来られて、ビジネスの可能性を探る、そういう動きも出てきています。蔵木中学校の消防法とか、いろいろ言っていますが、彼は個人で消防法もクリアして、なおかつ旅館業の資格も取っています。2階の2部屋は、この学生さんたちが10名、10名で泊まれた部屋ですね。来年は、だから、もう2部屋取ろうかといっていましたけど。だからやる気になったらできるんですよ。

それと、収入源としてテナントがなかなか集まらなかったわけですけど、来年、4つの、NPOを加えて4つの企業さんが入られるそうです。一つは、福岡のNPOで、田舎でつながりを、ということでありまして、この譲渡なり、この制度の見直しというのをぜひお考えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答弁する時間がないので大変困るんですけど、いろいろな形で指定管理以外の手法はあるわけでごさいます。いろいろ御紹介もございましたけど、これまで実績として、地区集会所を解体をしたり、それから、御紹介のありました旧学校の校舎を無償で譲渡をさせて

いただいたり、それから、この4月からは地域再生推進法人という新しい手法でも、そうした公の管理をしていただくようなことをしました。いろいろなことを検討をさせていただきたいと思います。

それから、星野リゾートのお話もございましたが、大変、これはこれでいいんですけど、町の地方創生アドバイザーの吉長先生という立派な先生もおられますので、こうした先生方において、勉強する機会も設けていくということも検討をさせていただきたいと思います。

以上であります。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 以上で、9番目の通告者、11番、庭田議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前11時34分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

10番目の通告者、4番、桑原議員の発言を許します。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 4番、桑原でございます。

私は1点ほど通告をしております。

この通告書の質問事項、このプリントでは防災対策となっておりますが、一応、私の通告書では防火対策でございます。これについて、別にとやかく言うつもりではないんですが、たまたまこの防災の災という字は「わざわい」という字ではございますが、この上に火の上に川の象形文字があるわけです。この川の象形文字、「堰き止めてものをばかる」そういった意味があります。これは、今回の質問の内容の私が思っている水利のことを表していますので、この防災対策ということで質問をさせていただきます。

この秋から冬にかけて、特に今年の渇水期は異常な河川の状況でございます。雨量がものすごく極端に少なく、河川の状況は、本当に今まで私も感じたことがない水利の状況でございます。この水利についてですが、なぜこのことにこだわるかと言いますが、防火・防災、消防の水利の状況でございます。

このことについて、町内各地の防火水槽等そうした水利の水源地の状況について、防火水槽98か所、そうした消火栓の状況、消火栓306か所、また河川や用水路等自然取水の状況等についてどのように把握し、どのような対応を取られているか、町長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桑原議員の防火対策において水源確保はということについてお答えをしたいと思います。

消防水利には防火水槽や消火栓をはじめ、プール、池、水路、河川なども含まれておりまして、それらを活用して消化活動を行っておるところであります。

まず、町内各地区の防火水槽についてでございますが、このことにつきましては、後の水利も含めまして令和4年度の事務報告書の中にもその状況が記載をさせていただいているとおりでございます。町内全体で98か所ございます。当然、容量につきましては大きいものから40トン級までであるというような状況でございます。

御質問にありました防火水槽の状況についてでございますが、平時は蓋をしておりまして、自然蒸発しないように管理をしております。また消防分遣所の職員が毎月1回水位を確認しておりまして充足しておりますので、現時点でこの利用に問題のない状況でございます。

それから、消火栓についてでございますが、消火栓は町内全体で306か所、先ほどお話になったとおりでございます。こちらにつきましても現時点で問題なく使用ができる状況となっております。

最後に河川、用水路等の自然取水についてでございます。河川はもとより用水路等の利用は消化活動に効果的であります。しかしながら、文字どおり自然の状況に左右されるという要素がありますので、その特徴を踏まえて動く必要があろうかと考えます。

さらに用水路につきましては、その緊急時の利用や常日頃の管理において、普段から地元の消防団と水利関係者が認識を共有してお互いに理解し合うことが大事であるというふうに考えております。

また最近の降雨の状況によりまして、日頃水のあった水路に流水がないことも見受けられます。もし仮に火災が発生すれば、流水のないところから取水は当然でございますができません。防火水槽や消火栓から取水することとなりますので、消防団と分遣所で再度、防火水槽や消火栓の位置を確認するなどして有事に備えていきたいと考えております。

空気が乾燥し、またストーブなど利用する時期となりましたので、火災を発生させない予防のための啓発活動も大変重要と考えております。消防水利の確認と併せて消防団はじめ消防分遣所や関係機関とともに、防火対策の取り組みを進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 今、町長が言われました分遣所の職員さんが月に1回点検して回っておられると。その内容ですが、そういう防火水槽とか消火栓の状況あるいは自然取水の河川の状況、用水路の状況、そうした状況はもちろん地元の消防団との情報の共有、このことはもちろんされていると思いますが、そうした状況について不備のないよう。

2019年5月12日七日市地区の大火、消防は初期消火が大切だと言われております。その

ときに、なかなか水の出が悪かったという話も、ちょっとその当時耳に入ったことがあります。こういうことがないように、できるだけ情報は消防団、地元の第一線放水、第二線放水、第三線放水、そういうことがスムーズにできるよう分遣所と地元消防団との協議について、今一つ町長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 消防水利の状況の確認、消防分遣所のお話を挙げさせていただきましたが、全てを常備消防にお任せをしておるということではなくて、当然、非常備消防であります消防団のほうもそれぞれの所轄の管轄に、水利については当然のことながら点検をしていただいております。それから機械器具の点検も、大体毎月初めには、こちらの分遣所あるいは柿木もそうでしょう。

分遣所のほうは地元の消防団の方が出向いていただいて、ポンプの点検であったり操作を確認しているというのは、よく目にするわけですが、そうした形で点検もしていただいております。

防火水槽それから消火栓、自然取水を常備消防のほうで点検をしていただいておりますけれども、仮にこれで不備があれば役場のほうにも当然報告がありますので、それに対応させていただきたいと思います。常に常備、それから非常備、情報共有をさせていただいて、その対応に当たっているというところでございます。

今から4年前の5月でございましたが、七日市で本当に大きな大火がございました。本当に多くの財産を焼失をするということになりました。この反省をもとにいろいろな会合をさせていただく、常備は常備で、それから非常備は非常備で、消防団のほうでそれぞれ集まっていいただいて、幹部の方を中心にどうした形でこれから、非があったところに対応すればいいかということを御検討いただきました。

特に、初期消火の段になって水が出なかったりとか、それからホースの破損があったりとか、そうしたこともたくさん反省点として挙げられました。機械器具の点検の方法もそのときに少し改善をさせていただいたり、サイレンの吹鳴についても少し課題があったようでございますので、そうしたことについても検討をさせていただいたり、それから出動体制についても少し見直しをさせていただいたということが、その大火の教訓でございました。

今御指摘のありましたように、いろいろなことで問題点があれば、その都度、行政を含めて常備、非常備でそれぞれ対応させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） そこで、先ほど町長も言われましたが、農業用水、この農業用水を利用する一方、農業用水というのは、水利権者は別におられます。そうした権利者と常に連絡

を取っていただければいいわけですが、なかなか水利権者は、通年超えて水を出すことができないという状況もあるそうです。

このことについて、これは消防団の分団の幹部の方ですが、できれば自然取水が取れない、また近くに防火水槽もない、消火栓もないそういった状況のときには、そこには用水路がある。その用水路を使うことが、水が流れていけばやむを得ない状況であれば、それを使うことに対してはないんですが、渇水期ではなくて農業、秋から春にかけてその水利の方は水を止めたり、過度に池に行くくらいの水、水路にあまり水を通しません。これを常時、通していただくよう議員としても、そういうことができるのだろうかという相談を受けたわけでございます。

このことは全町にわたって、こういう問題が出てくるのではないかと思って、こうして一般質問をさせていただいたわけなんです、このことに用水路を消防水利として利用できるよう、行政と水利権者との話を協議し、通年水が流せるようにできるものかどうか、そういったことが可能であるかどうかということについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 御提案といいますか話は、これは地域、地区に連携をしたということではなくておそらく全町的なお話であろうと思います。

この関係で申し上げますと、他の議員のほうからも樋口地区の水利が非常に悪いという話の中で、不幸にもその地区で火事が発生をしたところもございました。これを解消するためにということで、今幾つか選択肢を上げて担当課のほうで検討させていただいて、早い段階でこの結論を出さなければならないということで、今指示をしているところでございます。

そのときに、例えば樋口の例を申し上げますと4つの選択肢を申し上げたと思います。1つは、用水路にますを設ける。それから2つ目は、消火栓を設置する。3つ目は、防火水槽。それから4つ目が水路を堰き止める方法、この4つの方法があるだろうと。

あとは使い勝手の問題と経費の問題、日々の維持の問題がありますから、こうしたことをいろいろ勘案させていただいていずれかの方法で対応させていただこうということで、今、総務課のほうで検討しているところでございます。

今の例で言いますと、用水路、それから自然取水ということになりますと、その4つのうちのますを使うということと、もう一つは水路を堰き止める方法になろうかと思えますけれども、これは本当に今お話があったように、農業をされる方、田んぼを作られる方の水利権者の話と、日々の野菜を洗ったり、池に水を入れたりということであるということであれば、農業の水利権者以外に自治会との話も必要だろうと思います。

ですから、これは関係者がたくさんおられる、権利を持った方がおられますので、行政のほうとして非常備を管理をしなければならない消防管理者として、吉賀町役場としてそれができる、

できないということは、即答はできないわけですが、今のような水利ということで言うと選択肢として今の方法もあるということは十分考えられます。

特にこうした渇水期には、当然そうしたことが逆に重要な部分でもありますので、せっかくの御提案ですから、また消防団のほうで本部会があったり、それを受けての幹部会があるわけですので、常備消防、分遣所等も含めてそうした水利の方法が本当に有効なんだということであれば、少しそうしたことも検討させていただくことになろうかと思います。

ただ、関係者がおりますから本部会、幹部会で消防水利として、そうしたことを今からしっかりと活用していきましょと、見出していきましょということになれば、今度は地元の自治会であったり水利組合のほうと話をさせていただく機会になろうかと思しますので、せっかくの御提案でございますから、少し持ち帰りをさせていただいて担当課、総務課でありますけどそちらのほうで少し検討なりをさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平君） そのことについて、今の言われた幹部の方も水利、用水路の管理の問題があれば、我々消防団員としてもその管理について協力することはやぶさかではないというふうな話もされておりましたので、そのことを併せてお伝えしまして、できるだけこれは今は本当農業の水利権者の方も、皆さん高齢化されて、人数もかなり少なくなっているという話を伺っております。

そうしたことで、なかなか管理について人数が必要でありながら、よう管理ができないということも併せてまさにこれは共助という形になるんじゃないかと思っておりますので、検討をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、10 番目の通告者、4 番、桑原議員の質問は終わりました。

_____ . _____ . _____

○議長（安永 友行君） 以上で、一般質問は本日の日程で全て終了いたしましたので、これで散会とします。

午後 0 時 01 分散会
